

家畜市場密集防止対策支援事業に係る公募要領

第1 総則

家畜市場密集防止対策支援事業（以下「本事業」という。）に係る公募については、この要領に定めるところによる。

なお、本事業の公募の実施は、令和4年度予算の成立を前提として行うため、今後事業内容等の変更があり得る。

第2 事業内容

本事業の取組内容、応募主体等は、別記に定めるところとする。

第3 事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和5年3月31日までとする。

第4 成果目標

成果目標の内容及び成果目標の目標年度は、別記に定めるところによるものとする。

第5 補助対象経費の範囲

- 1 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本事業の実施に直接必要な経費のうち、別表に定める経費とする。
- 2 次の経費は、補助の対象とはならない。
 - (1) 応募主体が自己資金若しくは他の助成により実施中であり、又は既に完了している事業に係る経費
 - (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業に係る経費
 - (3) 既存の機器・設備の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新に係る経費
 - (4) 機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費
 - (5) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - (6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

第6 補助率

補助率は、以下の1については定額、2については1/2以内とし、補助金額の上限は以下のとおりとする。

1 基本設備

- (1) 家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備の導入 10,000千円以内
- (2) 誘導路の人の密集を防止するための機器・設備の導入 10,000千円以内
- (3) せり場内の人の密集を防止するための機器・設備の導入 10,000千円以内

2 付随設備

- 1の(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備の導入については、それぞれの取組に対応する取組ごとに2,000千円以内

第7 申請書類の提出

応募主体は、1の表に掲げる申請書類（以下「申請書類」という。）を別紙の提出先へ提出するものとする。

1 申請書類

申請書類	提出部数
応募申請書（様式1）	1部
事業実施体制（様式2）	1部
申請書類チェックシート	1部
確認項目チェックシート（様式3）	1部
事業実施計画書（様式4）	1部
事業実施計画書添付資料	1部
定款、規約等	1部
直近2期の貸借対照表の写し・損益計算書の写し	1部

2 提出期間

令和4年3月9日（水曜日）～4月8日（金曜日）（※）午後5時まで（必着）

3 問合せ先・提出先

問合せ先・提出先は、別紙のとおりとする。

ただし、問合せについては、平日の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間受け付けるものとする。

4 申請書類の提出に当たっての留意事項

ア 申請書類の提出は、原則として郵送、電子メール又は宅配便（バイク便を含む。）によるものとし、やむを得ない場合には、持参も可能とするが、FAXによる提出は受け付けない。

イ 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、配達記録等、配達されたことが証明できる方法によることとし、申請書類を1つの封筒に入れ、「家畜市場密集防止対策支援事業申請書類」と表に朱書きをして提出すること。また、余裕を持って投かんするなど、提出期間内に必着すること。

- ウ 申請書類を電子メールにより提出する場合は、メールの件名を「家畜市場密集防止対策支援事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その○（○は連番）」と記載すること。また、電子メール送信後に問い合わせ先に連絡し、着信している事を必ず確認すること。
- エ 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等のないように作成すること。
- オ 申請書類の差替えは、原則として不可とする。
- カ 事業実施計画書等は、パソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出すること。

第8 申請書類等の審査

1 審査の方法

選定に当たっては、農林水産省地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の事業担当課において応募の要件（応募主体の要件、実施要件、補助対象経費等をいい、以下「応募要件」という。）に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認した後、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査するものとする。

審査委員会においては、審査基準等に基づき、応募主体から提出された申請書類の審査を行い、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定する。

審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。

なお、審査の経過は応募主体に通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。

2 審査の手続

審査は、以下の手続により実施するものとする。

- (1) 提出された申請書類は、地方農政局等の事業担当課において応募要件に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認するものとする。

応募要件を満たしていないものについては、審査の対象から除外するものとする。

- (2) 審査委員会による審査は、3に定める審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募主体に対するヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとする。

- (3) (2)の結果を踏まえ、補助金交付候補者を選定するものとする。

3 審査の観点

事業実施計画の妥当性、事業の効果、申請経費の妥当性及び応募主体の適格性の観点から審査を行うものとする。

なお、過去3か年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しがある、又はみどりの食料システム戦略に掲げる取組を実施してい

る応募主体については、この旨を審査に反映する。

4 審査結果の通知等

審査委員会による審査の結果（採択又は不採択）については、審査終了後速やかに、申請を受けた地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）から応募主体に対して通知するものとする。

なお、補助金の交付は、予算成立後に施行する家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）に基づき、必要な手続を行うものとする。

第9 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、地方農政局長等の指示に従い速やかに、予算成立後に施行する、交付等要綱及び家畜市場密集防止対策支援事業実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている事業実施計画書等及び交付申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。地方農政局等の事業担当課において申請書等を審査した後、問題がなければ、地方農政局長等は、交付決定通知の発出を行うものとする。

なお、申請書等の内容については、第8の申請書類等の審査の結果を踏まえて修正を依頼する場合がある。

第10 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、補助事業者の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、補助事業者に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導できるものとする。

第11 採択後の補助事業者の責務等

補助金の交付決定を受けた補助事業者は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとする。

1 事業の推進

補助事業者は、要綱等を遵守し、本事業の実施上のマネジメント、本事業の成果の公表等、本事業の推進全般に関する責任を持たなければならないものとする。

特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て補助事業者の下で一括して行うものとする。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとする。

(1) 本補助金は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）が適用されるものとする。

(2) 補助事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めるものとする。また、過剰と見られるような機器・設備の導入を排除し、徹底した事業費の低減が

図られるよう努めるものとする。

- (3) 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金に係る経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等）を当該補助事業者の会計部局等において実施するものとする。

なお、特殊な事情により、当該補助事業者の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認められた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、定期的に公認会計士又は税理士に経理状況の確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとする。

3 フォローアップ

事業実施期間中、地方農政局等の事業担当課によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、補助事業者に対し、本事業の実施上必要な指導・助言等を行うとともに、本事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うものとする。

補助事業者は、交付等要綱に基づき、年度途中における本事業の遂行状況について報告するものとする。

4 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、補助事業者又は当該財産を補助事業者に対しリースするリース業者に帰属するものとする。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があるものとする。

- (1) 取得財産等については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないものとする。
- (2) 取得財産等のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、交付規則第5条に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならないものとする。

なお、承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(別記)

家畜市場密集防止対策支援事業

第1 事業の概要

本事業においては、家畜市場（家畜取引法（昭和31年法律第123号）第2条第3号に規定する家畜市場をいう。以下同じ。）の円滑な運営の確保を図るため、次に掲げる取組を実施できるものとする。

なお、本事業の公募の実施は、令和4年度当初予算の成立を前提として行うため、今後事業内容等の変更があり得る。

1 基本設備

家畜市場における人の密集状態を回避し、業務の停滞防止に資する（1）、（2）又は（3）を導入する取組

- （1）家畜の監視や脱走防止のための機器・設備
- （2）誘導路の人の密集を防止するための機器・設備
- （3）セリ場内の人の密集を防止するための機器・設備

2 付随設備

1の（1）から（3）の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備の導入を行う取組

第2 応募主体の要件

- 1 応募主体は、別表に掲げる者とする。
- 2 応募主体又はその構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 3 別表の応募主体の欄の（6）の民間事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - （1）5戸以上の畜産業者が利用する施設を管理運営していること。
 - （2）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。
- 4 別表の応募主体の欄の（12）の協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - （1）別表の応募主体の欄の（1）から（11）の者が中心となって構成されていること。
 - （2）本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

- (3) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第3 事業の実施基準等

- 1 応募主体が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- 2 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の補助の対象外とする。

また、既存の機器・設備の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新については、本事業の補助の対象外とする。
- 3 補助の対象とする機器・設備は、原則として、新品又は新設のものとする。なお、既存の機器・設備及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、改修、増設、併設等を行うことができるものとする。
- 4 補助対象事業費の額は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、導入する機器・設備の規模や能力については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。
- 5 導入する機器・設備の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案するとともに、過剰な投資とならないよう、適切に決定するものとする。さらに、コストの低減を図る観点から、施設の利用を十分推進し、効率的な生産・流通体制の確立に資するよう配慮するものとする。
- 6 機器・設備の導入に当たっては、当該機器・設備の希望小売価格を確認するとともに、要綱第13に基づき行うこととする。ただし、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合には、その理由を明確にするとともに、随意契約による場合であっても三者以上の業者から見積もりを提出させること等により事業費の低減を図るものとする。ただし、機器・設備の特殊性等により三者以上の業者から見積もりを提出させること等が困難な場合はこの限りでない。
- 7 機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、補助の対象外とする。
- 8 応募主体以外の者に貸し付けることを目的として機器・設備を導入する場合については、次のとおりとする。
 - (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）の承認を得るものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。

- (2) 応募主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「応募主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (3) 貸借契約は、文書によって行うこととする。なお、応募主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第4 実施要件

実施要件は、次に掲げるものとする。

- 1 本事業を実施する家畜市場の移転、廃止又は休止の計画がないこと。
- 2 事業実施後において、現状と同じ又は現状を超える家畜の取引頭数が見込まれること。
- 3 導入する機器・設備による効果が、第5に定める成果目標の達成に直結するものであること。
- 4 「畜産事業者新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（令和2年3月13日付け元生畜第1933号農林水産省生産局長通知）その他畜産関係団体が策定したこれに類するものに即した感染拡大防止対策を講じていること。

第5 成果目標及び目標年度

1 成果目標

成果目標は、本事業を実施した家畜市場における新型コロナウイルスの感染拡大による市場開催の休止又は延期の発生を防止することとし、具体的な成果目標は、補助事業者が別記様式第1号の事業実施計画書において設定するものとする。

2 目標年度

事業完了年度の翌年度とする。

第6 リース事業者を活用する場合の取扱い

1 貸付期間

貸付対象機器・設備の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

(1) 貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を移転する場合

貸付対象機器・設備の貸付期間は、1年から法定耐用年数までの範囲内で、リース事業者が貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を補助事業者に移転することを前提に、補助事業者とリース事業者との協議により別途定めるものとする。

(2) 貸付期間終了後に貸付対象機器・設備の所有権を移転しない場合

貸付対象機器・設備の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、再リースを行う場合にあっては、貸付対象機器・設備の購入に要する経費の一部が補助されていることから、本事業の趣旨を踏まえ、再リース料金を設定するよう努めるものとする。

2 貸付期間終了後の貸付対象機器・設備の所有権の移転

リース事業者は、1に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機器・設備に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により補助事業者が当該機器・設備の所有権を移転することができるものとする。

3 途中解約の禁止

補助事業者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解除する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として補助事業者がリース事業者に支払うものとする。

4 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、付加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、付加貸付料等については次のとおりとする。

(1) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機器・設備の取得価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機器・設備の貸付期間で除して得た額とする。

(2) 付加貸付料等

付加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、付加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象機器・設備の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

5 契約書類の提出

リース事業者は、リース契約の内容に貸付対象機器・設備の取得価格と補助金額を明記するものとする。

別表

応募主体	補助対象経費の具体的な内容
<p>応募主体は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業協同組合 (2) 農業協同組合連合会 (3) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) (4) 事業協同組合 (5) 事業協同組合連合会 (6) 民間事業者 (7) 公益社団法人 (8) 公益財団法人 (9) 一般社団法人 (10) 一般財団法人 (11) 生産者が組織する団体及び当該団体が組織する団体 (12) 協議会 	<p>1 基本設備</p> <p>(1) 家畜の監視や脱走防止のための機器・設備 外周柵、つなぎ柵、牛房柵、可動扉、監視装置(監視カメラ、モニター等)及びこれらに附帯する機器・設備並びにこれらの設置に必要な改修(これらの機器・設備の設置と一体的に行うものに限る。)</p> <p>(2) 誘導路の人の密集を防止するための機器・設備 自動誘導レール等及びこれに附帯する機器・設備並びにこれらの設置に必要な改修(これらの設置と一体的に行うものに限る。)</p> <p>(3) せり売場内の人の密集を防止するための機器・設備 せりシステム関連機器(システム、操作端末、応札器、モニター等)及びこれらに附帯する機器・設備並びにこれらの設置に必要な改修(これらの機器・設備の設置と一体的に行うものに限る。)</p> <p>2 付随設備</p> <p>1の(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり、付随して必要となる機器・設備</p>

応募主体名 ()

申請書類チェックシート

応募事業名	
-------	--

申請者 チェック欄	申 請 書 類	提 出 数	事務局 チェック欄 (※1)
<input type="checkbox"/>	応募申請書 (様式1)	1部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	事業実施体制 (様式2)	1部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請書類チェックシート (本紙)	1部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	確認項目チェックシート (様式3)	1部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	事業実施計画書 (様式4)	1部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	事業実施計画添付資料 (様式4に記載の添付資料)	1部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	定款、規約等	1部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	直近2期の貸借対照表の写し・損益計算書の写し (これらの書面を作成していない場合は提出不要ですが、その場合は、応募団体の収支の状況を確認することができる収支決算書等を必ず提出してください。)	1部	<input type="checkbox"/>

- (注) 1. 申請書類について漏れがないかチェックの上、本紙も提出してください。
 2. 本紙は、応募1件ごとに1枚作成してください。
 3. 事務局チェック欄(※1)には記入しないでください。

年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

〇〇年度家畜市場密集防止対策支援事業への応募について

このことについて、家畜市場密集防止対策支援事業公募要領第7に基づき関係書類を添えて事業実施計画書を提出します。

事業(会計)責任者氏名：

電 話：

F A X：

メールアドレス：

(様式2)

事業実施体制

応募事業名	
-------	--

※ 応募主体だけでなく、本事業に関わる関係機関の実施体制、申請経費について整合がとれている内容で記入してください。

(様式3)

家畜市場密集防止対策支援事業の確認項目チェックシート

※事業実施上、確認が必要な以下の項目について、確認した事項のチェック欄に印を入れ、その確認方法や判断根拠等を具体的に記載してください。

番号	確認項目 (該当する場合はチェック欄に印を入れること)	チェック欄	確認の方法及び判断根拠等	参考:「確認の方法及び判断根拠等」の記入例
1	円滑な事業実施のための人員体制が組まれている。	<input type="checkbox"/>		別添の事業実施体制により、事業の執行・検証・調整等を円滑に実施可能な人員・体制が確保されている。
2	適切に会計処理を行う体制となっている。	<input type="checkbox"/>		事業実施に係る経理などの事務について、会計の処理方法及びその責任者、内部監査の方法が明確に定められており、適切な管理体制及び処理能力を有している。
3	取組の内容が事業の趣旨に合致している。	<input type="checkbox"/>		〇〇を導入する取組により〇〇の効果が見込まれ、事業の趣旨に合致している。
4	事業実施計画の内容が、成果目標に沿っている。	<input type="checkbox"/>		市場開催の休止又は延期の発生を防止に資する計画となっている。
5	実施要件を全て満たしている。	<input type="checkbox"/>		公募要領に定められた事項及び基準により、採択要件を満たしていることを確認した。
6	過大な事業費となっていない(機器・設備の導入に当たり、事業内容に不要な附帯設備や過剰な機器・設備、奇抜なデザイン等を計画していない)。	<input type="checkbox"/>		施設・設備の基本的な仕様については、〇〇の施設・設備を参考に検討し、必要最低限の事業費となっている。
7	自己資金若しくは他の助成により事業を実施する予定、実施中又は既に終了した事業ではない。	<input type="checkbox"/>		自己資金若しくは他の助成により事業を実施する予定、実施中又は既に終了した事業ではない。
8	機器・設備の設置に必要とされる法律に定める手続がとられている。	<input type="checkbox"/>		〇〇に関する法律第〇条に掲げる〇〇施設の変更承認を受けている。
9	施設の附帯施設のための整備ではない。また、同種・同能力のもの再整備(いわゆる更新)ではない。	<input type="checkbox"/>		機器・設備の導入を行う計画であり、施設の附帯施設のための整備ではない。また、同種・同能力のもの再整備(いわゆる更新)ではない。
10	事業実施計画の作成に当たって、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案し、能力・規模の決定を行っている。	<input type="checkbox"/>		機器・設備の能力・規模の決定においては、〇〇により、産地の飼養頭数や出荷計画を把握し、十分に検討の上決定している。
11	コストの低減を図る観点から、施設の利用を十分推進し、効率的な生産・流通体制の確立に資するよう配慮されている。	<input type="checkbox"/>		〇〇との協議を踏まえ、施設の利用計画が効率的な生産・流通体制に資するよう配慮している。
12	導入する機器・設備の希望小売価格を確認した。また、入札又は三社以上から見積もりを取る等により事業費の低減を図っている。	<input type="checkbox"/>		〇〇により導入する機器・設備の希望小売価格を確認するとともに、入札により導入機器を選定する計画である。
13	機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等が含まれていない。	<input type="checkbox"/>		機器・設備の導入に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等は含まれていない。
14	民間事業者にあつては、5戸以上の一般の農家が利用する施設を管理運営している。また、中小企業法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者である。	<input type="checkbox"/>		事業を行う〇〇は、5戸以上の一般の農家が利用する〇〇の管理運営を行っている。また、中小企業法第2条第1項各号のいずれにも該当せず、これらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でない。
15	協議会にあつては、公募要領別表応募主体の欄の(1)から(11)の者が中心となって構成されている。また、事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められており、協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられている。	<input type="checkbox"/>		事業を行う〇〇は、構成員が〇〇、〇〇であり、協議会規約により事務手続等を適正に実施するための体制がとられている。
16	過去、3か年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しを受けたことはない。	<input type="checkbox"/>		事業を行う〇〇は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しを受けたことはない。
17	みどりの食料システム戦略に掲げる取組を実践している、又は実践する計画を有している。	<input type="checkbox"/>		事業を行う〇〇は、今後、〇〇等の環境負荷軽減の取組を実践する計画を有している。 (想定する取組(例)) ・デジタル技術等を活用した生産性の向上や省力化の取組(関係書類の電子化等) ・当該施設利用者と連携した家畜生産の効率化の取組(肉用子牛の早期出荷等) ・太陽光発電等を利用した持続可能エネルギー設備や省エネ設備の導入 等

※必要に応じて上記確認項目について、農林水産省から資料等を求める場合があります。

家畜市場密集防止対策支援事業

事業実施計画書

事業実施年度： _____ 年度

家畜市場名： _____

応募主体名： _____

第1 応募主体の概要

応募主体名	所在地	資本構成・比率 (%)	事業の内容	沿革	役員の氏名	その他

注：応募主体と家畜市場の開設者や運営者が異なる場合は、それらの概要についても記載すること。

第2 事業対象施設の概況
1 機器・設備導入施設の概要

施設の名称	施設の住所	敷地面積 (㎡)	用地の取得方法	移転、廃止又は休止する 計画の有無

注：用地の確保が使用収益権による場合は、用地の取得方法欄にその内容及び期間を記載すること。

2 施設の運営状況
(1) 取引状況

畜種	年間取引頭数 (①)			年間市場開催日数 (②)			1日当たり取引頭数 (①/②)			備考
	現状	計画	増加率	現状	計画	増加率	現状	計画	増加率	
牛	黒毛和種 計	0		0	0					現状： 計画： 年度 年度
	成牛									
	子牛									
	褐毛和種 計	0		0	0					
	成牛									
	子牛									
その他の肉専用種										
乳用種 (交雑種を含む) 計	0		0	0	0					
成牛										
子牛										
豚 (牛換算)										
その他 (牛換算) (注3)										
合計	0	0		0	0					

注1：現状は、本事業実施計画書作成時において取引頭数実績が判明している直近年度、計画は、現状の年度から起算して3年後の数値を記載するとともに、備考欄に具体的な年度を記載すること。

注2：その他は適宜畜種を記載すること。

注3：年間市場開催日数の合計欄は、延べ日数ではなく実日数を記載すること。

注4：必要に応じ適宜行を追加すること。

(2) 開催状況

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開催日													-
開催日数													0

注：(1)の現状と同じ年度の開催状況を記載すること。

3 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施状況

ガイドラインに則して取り組むべき事項等	具体的な取組の実施状況	備考
<p>(ガイドライン関係)</p> <p>従業員に対する以下の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温の測定と記録 ・発熱などの症状がある、新型コロナウイルス感染症発症陽性とされた者との濃厚接触があるなどに該当する場合について、所属長への連絡と自宅待機の徹底 ・高苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがあるなどに該当する場合について、すぐに所属長に連絡のうえ、保健所への問い合わせ 		
<p>マスクを着用する、人との間隔はできるだけ2メートルを目安に(最低1メートル)適切な距離を確保するよう努めるなどの感染予防策の実施</p>		
<p>せり場など常時不特定多数の者が集まる場所では、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある人は入場しないように呼びかけるなど、家畜市場の業態を踏まえ感染予防策の実施</p>		
<p>従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制の構築</p>		
<p>手洗いなど次に掲げる感染予防策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・始業前後、トイレ使用後、市場への入退場時における手洗い、手指の消毒 ・マスクの着用、咳エチケットの徹底 ・通常の清掃に加えて、消毒用アルコールや薄めた家庭用塩素系漂白剤を用いて、特に、ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃 		

ガイドラインに則して取り組むべき事項等 (ガイドライン関係)	具体的な取組の実施状況	備考
市場の施設への部外者の立ち入りを最小限化		
市場の施設を活用した会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策の実施		
複数の従業員等の接触機会の低減等を図るための感染防止策の実施		
その他ガイドラインに則した感染拡大防止対策の実施		
(その他)		

注1：ガイドラインとは「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（令和2年3月13日付け元生畜第1933号農林水産省生産局長通知）その他畜産関係団体が策定したこれに類するものをいう。

注2：具体的な取組の実施状況欄は、ガイドラインを参照しながら記載すること。

注3：その他には、ガイドラインに関わらず自主的に取り組んでいる対策があれば記載すること。

注4：必要に応じ適宜行を追加して記載すること。

第3 事業実施の必要性及び効果

現状及び課題	事業実施の必要性及び導入する機器・設備	事業実施による効果
	<p>1 基本設備</p> <p>(導入する機器・設備)</p> <p>2 付随設備</p> <p>(導入する機器・設備)</p>	

注1：可能な限り定量的なデータを交えつつ、具体的に記載すること。

注2：以下の点に留意すること。

- 現状及び課題
 - ・現在の施設構造、入場者数、取引頭数の現状や見込み等市場の特徴を踏まえた分析や、市場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実施状況等を基に記載すること。
- 事業実施の必要性及び導入する機器・設備
 - ・基本設備については、現状及び課題と、事業実施の必要性及び導入する機器・設備との因果関係を明確に記載すること。
 - ・付随設備については、基本施設と一体的に整備する必要性及び導入する機器・設備との因果関係を明確に記載すること。
- 事業実施による効果
 - ・導入する機器・設備による新型コロナウイルスの感染拡大防止効果を明確に記載すること。
 - ・事業実施を契機として、本事業以外の新型コロナウイルスに係る新たな感染拡大防止対策を講じようとする場合には、その内容を記載すること。

第4 機器・設備の導入計画
1 機器・設備の内容及び経費

	機器・設備の内容 (機器・設備の名称、構造、能力等)	単価 (円)	員数 (台、m、 一式等)	事業費 (円) ①+②+③	負担区分			事業完了 予定年月日	備考
					国費 (円) ①	応募主体 (円) ②	その他 (円) ③		
基本 設備									
	小計A			0	0	0	0		
付随 設備									
	小計B			0	0	0	0		
補助 対象 外									
	小計C			0	0	0	0		
合計 (A+B+C)				0	0	0	0		

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合に「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

注2：合計には、負担区分の他の具体的な負担者名及び負担者ごとの負担額を記載すること。
また、負担区分の具体的な負担者名及び負担者ごとの負担額を記載すること。
また、負担区分の具体的な負担者名及び負担者ごとの負担額を記載すること。
また、負担区分の具体的な負担者名及び負担者ごとの負担額を記載すること。

注3：リースにより機器・設備を導入する場合は、リース料のうちリース期間中に支払う基本貸付料の総額及びリース期間終了後に所有権を移転する場合はその譲渡額の合算額を記載すること。

2. 密集防止に資する既存の機器・設備の概要

機器・設備の名称	密集防止への効果	導入年月

注1：該当する機器・設備がある場合のみ記載すること。該当する機器・設備がない場合は「機器・設備の名称」の欄に該当なしと記載すること。
 注2：機器・設備の名称欄は、「寮舎の脱走防止用機器・設備」、「自動誘導レーン」又は「売場以外の場所からのせり参加用機器・設備」のうち該当するものを記載すること。

3. リースによる機器・設備導入の概要

貸付対象機器・設備	取得及び設置に必要な経費 (うち国庫補助金) (円)	法定耐用年数 (年)	リース期間 (年)	リース料 (うち基本賃付料) (うち付加賃付料等) (円/年)	貸付対象機器・設備の リース期間終了後の価格 (円)	リース期間終了後の 取扱い	所有権を移転する 場合の譲渡額 (円)	備考

注1：リース事業者を活用する場合のみ記載すること。リース事業者を活用しない場合は「貸付対象機器・設備」の欄に該当なしと記載すること。
 注2：リース期間終了後の取扱い欄は、所有権の移転、再リース等と記載すること。

4. 応募主体による応募主体以外の者への貸付けの概要

貸し付けようとする機器・設備	貸付けの対象となる者	貸付けの対象となる者	貸付期間	賃貸料	賃貸料の設定根拠	備考

注：導入する機器・設備を応募主体以外の者に貸し付ける場合のみ記載すること。応募主体以外の者への貸付を行わない場合は「貸し付けようとする機器・設備」の欄に該当なしと記載すること。

第5 成果目標等

1 成果目標

本家畜市場における新型コロナウイルスの感染拡大による市場開催の休止または延期の発生の防止

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開催日													-
開催日数													0

注1：事業実施年度の翌年度の開催予定を記載すること。

注2：開催予定が未定の場合は、事業実施年度の開催予定を仮置きし、事業実績報告書を作成する際に実際の開催予定に記載し直すこと。

2 目標年度

注：事業完了予定年度の翌年度とすること。

3 評価の方法

家畜市場が予定どおりに開催されたかどうかを予定と比較することにより行う。

第6 添付資料

(1) 導入する機器・設備の概要が分かる資料
(2) 導入する機器・設備の規模や数量等の決定根拠、本計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できる資料
(3) 機器・設備を導入する施設の現況図（平面図及び立面図）及び用地内における建物（施設別）の配置図（本事業により導入する機器・設備の配置が分かるもの）
(4) リース事業者とのリース契約書（案）（リース方式の場合）
(5) 実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料
(6) 機器・設備を導入する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料（管理運営規程等）
(7) 事業実施後における収支計算書
(8) 賃貸契約する場合は契約書の案

第7 その他
補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費 （うち国庫補助金相当額） （千円）	財産処分承認年月日	当初事業内容及び処分内容

注1：該当する案件（承認申請中の案件を含む）がある場合に記載するとともに、処分申請に係る資料を添付すること。

注2：該当する案件がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当なしと記入すること。

注3：補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入すること。

(別紙)

家畜市場密集防止対策支援事業の問合せ・申請書類提出先一覧

都道府県	問合せ先	提出先
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 TEL 011-330-8807	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 メールアドレス: rakuchiku_hn@maff.go.jp
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北農政局生産部畜産課 TEL 022-221-6198	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北農政局生産部畜産課 メールアドレス: tohoku_chikusan_info@maff.go.jp
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県	関東農政局生産部畜産課 TEL 048-740-0418	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 関東農政局生産部畜産課 メールアドレス: tikusan_kanto@maff.go.jp
新潟県・富山県・石川県・福井県	北陸農政局生産部畜産課 TEL 076-232-4317	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 北陸農政局生産部畜産課 メールアドレス: tikusan_hokuriku@maff.go.jp
岐阜県・愛知県・三重県	東海農政局生産部畜産課 TEL 052-223-4625	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 東海農政局生産部畜産課 メールアドレス: tokai_chikusan_info@maff.go.jp
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿農政局生産部畜産課 TEL 075-414-9022	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 近畿農政局生産部畜産課 メールアドレス: kinki_chikusan_niku@maff.go.jp
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	中国四国農政局生産部畜産課 TEL 086-224-9412	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 中四国農政局生産部畜産課 メールアドレス: tikusan_ka.chushi@maff.go.jp
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州農政局生産部畜産課 TEL 096-300-6286	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 九州農政局生産部畜産課 メールアドレス: kyusyu_chikusan@maff.go.jp
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 TEL 098-866-1653	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 メールアドレス: okinawa.seisan.v6g@ogb.cao.go.jp